

役員候補者の選定方法に関する規程

制定:平成 17 年 1 月 25 日

改訂:平成 23 年 11 月 24 日

改訂:平成 24 年 9 月 11 日

改正:平成 25 年 6 月 18 日

改正:平成 27 年 9 月 30 日

改正:令和 3 年 9 月 1 日

改正:令和 3 年 11 月 25 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本工学会の定時社員総会で選任される役員（理事および監事）の候補者を選定する方法につき、定款および定款施行規則に定められた事項を補足し、役員選定が一貫性と透明性を持って行われることを目的とする。

(選定方法概要)

第 2 条 理事候補者及び監事候補者は、立候補した正会員が選出する学協会選出候補者と理事会が推薦する理事会推薦候補者によって構成される。

2 学協会選出候補者を公平明朗に選出するために、事務研究委員会の中に各部門から選ばれた正会員で構成する立候補学協会推薦委員会を設置し、立候補学協会の推薦運営に当たる。

3 立候補学協会推薦委員会により推薦され当該正会員が承諾した正会員もしくは自ら立候補学協会となることを立候補学協会推薦委員会に届け出た正会員を立候補学協会とする。

(理事候補の選出)

第 3 条 理事候補者は、学協会選出候補者と理事会推薦候補者により構成する。

2 立候補学協会推薦委員会は、全正会員が構成する 6 つの部門ごとに立候補学協会原則 1 を推薦する。

3 立候補学協会は、代表する個人 1 名を学協会選出候補者として立候補学協会推薦委員会に届ける。立候補学協会推薦委員会は全学協会選出候補者をまとめて理事会へ届ける。

4 非改選理事で構成する理事会推薦理事推薦委員会は理事会推薦候補者を推薦し、理事会の承認を得る。

(監事候補の選出)

第 4 条 立候補学協会推薦委員会は、全正会員から監事の立候補学協会原則 1 を推薦する。

2 立候補学協会は代表する個人 1 名を監事候補者として立候補学協会推薦委員会に届け出る。立候補学協会推薦委員会はこれを理事会に届ける。

(候補者名簿の定時総会提出)

第 5 条 理事会は、立候補学協会推薦委員会から届けられた理事候補者及び監事候補者を確認し、理事会推薦候補者とあわせてその名簿を定時社員総会に提出する。

付則

1. この規程は、理事会の決議により改正することができる。
2. 令和 3 年 11 月 25 日の改正は、同日より適用する。